

平成 18 年の医療制度改革を念頭においた
医療計画の見直しの方向性

「平成18年の医療制度改革を念頭においた医療計画の見直しの方向性」

<目次>

1. 平成18年の医療制度改革を念頭においた医療計画の見直しの方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 国が行う全国規模の医療機能調査（スキーム）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
3. 都道府県が支援する医療連携体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
4. 主要な事業ごとの医療連携体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

平成18年の医療制度改革を念頭においた 医療計画の見直しの方向性

安心して日常生活を過ごすために必要な患者本位の医療サービスの基盤づくり

(1) 住民・患者に分かりやすい保健医療提供体制の実現 (住民や患者の視点を尊重した医療制度改革)

主要な事業 (がん対策、脳卒中対策、急性心筋梗塞対策、糖尿病対策、小児救急を含む小児医療対策、周産期医療対策、救急医療対策、災害医療対策、へき地医療対策など) について、どのような施策が講じられているか、住民・患者に分かりやすいものとしてその内容を医療計画に明示するとともに、医療サービスの提供者・住民 (患者) 双方が情報を共有し、客観的に評価できるような方法を検討。あわせて、都道府県が主要な事業ごとに医療連携体制を構築できるように改革。

(2) 質が高く効率的で検証可能な保健医療提供体制の構築 (数値目標と評価の導入による実効性ある医療計画)

医療計画の作成から実施に至る一連の政策の流れを、主要な事業ごとの医療機能の把握、適切な保健医療提供体制の明示 (数値目標の設定)、数値目標を達成するための活動計画としての医療計画の立案とそれに基づく事業の実施及び事業実施後の客観的な政策評価による医療計画の見直しという実効性のあるものに改革。

(3) 都道府県が自主性・裁量性を発揮することによる地域に適した保健医療提供体制の確立

患者の受療行動に応じた医療機能の把握や各医療機関の医療機能の内容に関する住民への情報提供など医療計画の作成・実施に当たっての都道府県の役割を強化。国は都道府県の役割を支援するために制度上や財政上の支援を実施。

平成18年の医療制度改革を念頭においた医療計画の見直しの方向性

○医療計画の見直しのねらい

自分が住んでいる地域の医療機関で現在どのような診療が行われており、自分が病気になったときにどのような治療が受けられ、そして、どのように日常生活に復帰できるのか、また、地域の保健医療提供体制の現在の姿はどうなっており、将来の姿はどう変わるのか、変わるためには具体的にどのような改善策が必要かということを、都道府県が作成する医療計画において、住民・患者の視点に立って分かりやすく示す。(例：新潟県、静岡県、大阪府など)

○新たな医療計画に盛り込む内容

都道府県は、原則として地域の中で保健医療福祉サービスが完結できるよう主要な事業ごとに医療連携体制を構築することによって、その地域の医療機関相互の自主的な連携の下で、適切な医療サービスが切れ目なく提供されるようにするため、期待される保健医療提供体制の水準の数値目標やその達成のための具体的方策を、医療計画で明らかにする。

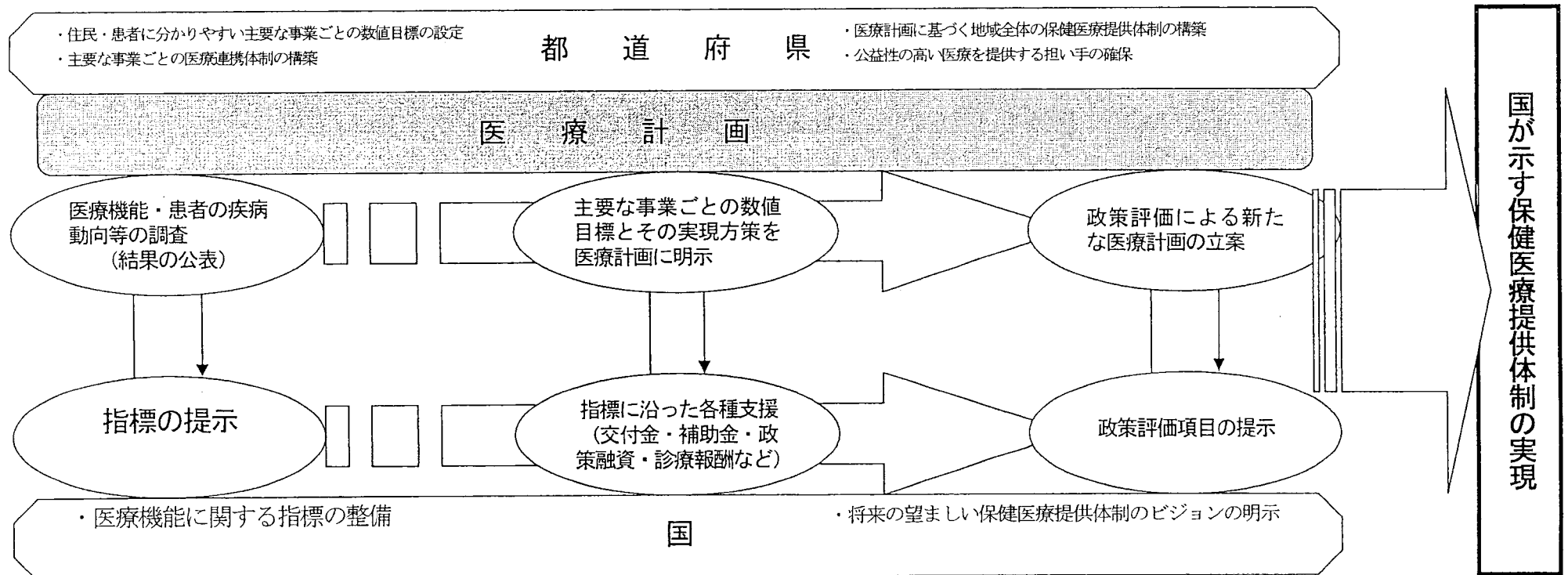
○国が行う支援

都道府県が医療計画の作成、実施そして評価を円滑に確実に行うことができるよう、国として以下について支援する。

- 1) 医療計画の作成のためのデータベース構築に向け、全国規模の医療機能調査とその結果の公表
- 2) 数値目標設定に資する主要な事業ごとの指標の提示
- 3) 指標に基づいた各種財政的支援（交付金・補助金・政策融資・診療報酬など）

数値目標によって住民・患者に分かりやすい医療計画制度の推進による医療の質の向上

- (1) 国として将来のあるべき保健医療提供体制のビジョンを提示するとともに、都道府県が地域に必要な医療資源を把握できるよう、患者の疾病動向等に関する指標を提示。
- (2) 都道府県は、医療機能調査によって医療ニーズと既に有する医療資源を把握し、その状況を公表。あわせて、今後あるべき医療を推進するための数値目標を医療計画に明示。
- (3) 都道府県は数値目標の達成に向けた具体的な方策を医療計画で立案し、住民に公表。
- (4) 国は数値目標が明示された都道府県の医療計画や現状の都道府県の医療資源、患者の疾病動向等を勘案し、各種支援を実施。
- (5) 国が示す政策評価項目を基に、都道府県は数値目標と現況を比較し、自らの基準で政策評価を行い、新たな医療計画を立案（見直し）。



国が行う全国規模の医療機能調査 (スキーム)

国が提示する主要な事業に係る「指標」についての考え方

(1) 患者中心の視点。

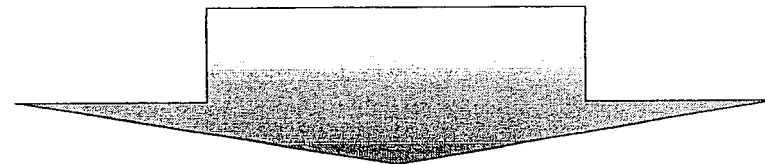
→医療提供体制の視点のみではなく、患者の視点を中心とした「指標」を設定。

(2) 質の向上の実現に対応した視点。

→量的な整備目標という視点ではなく、医療提供体制の質的な観点を重視し、国民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制の構築に向かう「指標」を設定。

(3) 単数（個別の医療機関）だけではなく複数（地域全体の医療機能）の視点。

→個別の医療機関の医療機能だけの視点ではなく、地域全体の医療機能を概観する複数の視点でもって質の高い効率的な医療提供体制の構築を検証する「指標」を設定。



都道府県が住民に提示する個別医療機関についても同様の視点でもって検討。

医療計画における指標一覧(案) <イメージ>

ステージ	把握したい概念	指標	指標				そのほか 参考となる指標
			がん	脳卒中	急性心筋梗塞	糖尿病	
健診・検診	住民は、どのくらい健康に関心があるのか	健診・検診受診率	がん検診受診率	基本健康診査受診率	基本健康診査受診率	基本健康診査受診率	・検診異常発見率
	病気の可能性がある人が、どのくらい病気を自覚しているのか	疾病自覚率	精密検査受診率	高血圧症の患者割合	高脂血症の患者割合	保健指導実施率	
治療・診療	どのくらい病気を治そうとしているのか	有病者の受診割合	有病者の受診割合	有病者の受診割合	有病者の受診割合	有病者の受診割合	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供施設割合 ・セカンドオピニオン選択可能施設割合 ・受療率 ・有病率 ・合併症り患率 ・再入院率 ・かかりつけ医保有率 ・診療可能施設数(対象患者あたり) ・入院可能病床数(対象患者あたり) ・電子カルテを用いた医療機関間連携施設数
	病気だった人が、どのような経過で日常生活に復帰したのか	社会復帰に要する期間	治療終了までの期間	治療終了までの期間	治療終了までの期間	治療終了までの期間	
	患者が、希望する医療が受けられるのか	地域医療カバー率	診療科医師割合(対象患者あたり) ※	診療科医師割合(対象患者あたり) ※	診療科医師割合(対象患者あたり) ※	診療科医師割合(対象患者あたり) ※	
	患者は、地域の医療機関でどのくらい切れ目なく診療が受けられるのか	地域連携支援率	連携パス利用率	連携パス利用率	連携パス利用率	連携パス利用率	
リハ・在宅・ターミナル	地域では、どのような病気が多いのか	死亡率	年齢調整死亡率	年齢調整死亡率	年齢調整死亡率	年齢調整死亡率	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定者率 ・往診/訪問診療実施率 ・訪問看護実施率
	病気になった時、在宅でどのくらい医療を受けられるのか	在宅支援率	在宅死亡割合	地域リハビリテーション実施者率	在宅復帰率	新規人工透析導入率	

※ 県民ニーズに応じた医療資源の適正配置を促すための指標